

大磯町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

大磯町長等の給与に関する条例（昭和 31 年大磯町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 23 前項の規定にかかわらず、町長に係る平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、前項に規定する額から 50 万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

平成 23 年 9 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄